２０２４年８月２日付
ホームページ掲載版

様式第5号（第10条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　太田市新田反町町131番地
氏名　東金属 株式会社
代表取締役 宮下 徹

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業を許可する。

令和6年7月30日

太田市長 清水 聖義

許可番号	120
氏名又は名称	東金属 株式会社
住所及び代表者氏名	太田市新田反町町131番地 代表取締役 宮下 徹
営業所の所在地	太田市新田反町町131番地
一般廃棄物の種別	ごみ
新規又は更新の区分	更新
許可の有効期間	令和6年9月1日　から　令和8年8月31日　まで
許可の条件	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。 ・業の区分については収集、運搬（積替え及び保管を除く）に限る。